

令和 4 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

志摩市監査委員

監 査 第 1 3 号

令和 5 年 3 月 2 2 日

志 摩 市 長 様

志摩市議会議長 様

産 業 振 興 部 長 様

阿津里浜リゾート開発株式会社

代表取締役 橋爪 政吉 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 井 上 幹 夫

令和 4 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項及び志摩市監査基準第 3 条第 3 項の規定に基づき監査を実施したので、地方自治法 1 9 9 条第 9 項及び志摩市監査基準第 1 5 条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1. 監査等の種類

地方自治法第199条第7項及び志摩市監査基準第3条第3項に基づく財政援助団体等監査として実施した。

2. 監査の対象

出資団体名 阿津里浜リゾート開発株式会社

所管部局名 産業振興部 観光課

3. 監査の着眼点

志摩市監査基準第3条第3項の規定に基づき、令和3年度の出資に係る出納、その他の事務の執行が適正、合理的かつ効果的に行われているかなどを主眼として監査を実施した。

4. 監査の実施内容

監査を実施するにあたっては、阿津里浜リゾート開発株式会社の所管部局である観光課から提出された関係書類について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、所管部局職員及び阿津里浜リゾート開発株式会社管理責任者から説明を受け、質疑を行った。

5. 監査実施日

令和5年2月15日

6. 監査の結果

当該会社事務所において、所管部局職員及び阿津里浜リゾート株式会社管理責任者の立ち会いの下、財政援助団体等監査を実施した。

金銭の管理については、適法に処理されていると思われるものの、備品管理については、税法上の30万円超の備品にしか固定資産台帳が存在していない。該当会社は事業会社であるものの、出資は全て志摩市であるので、備品の管理は志摩市と同じ基準を満たすよう、適切な処置を講じられたい。

また、事業規模が数千万円となる事業でありながら機関設計として監査役の選任がされていない現状を改善するよう、年度毎に指摘してきたが、今般の決算にも間に合わなかった。近い将来に監査役選任がなされるとの報告を受けているが、次回の決算までには監査役が選任されることを強く要望する。

そして、今後の新たな経営についての検討が進んでいるとも報告を受けているので、阿津里浜リゾート株式会社自体の在り方を含めて慎重に協議して進めていただきたい。

【注意事項】